

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

3 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由(注1)</a> <a href="#">(随意契約理由番号)</a>	WTO
1	クレジットカード決済Web受付データ取込に係るお客さまセンターシステム改修業務委託	情報処理— 情報処理	西日本電信電話株式会社	¥1,276,000	令和2年3月26日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G4	—

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

クレジットカード決済 Web 受付データ取込に係るお客さまセンターシステム  
改修業務委託

### 2 契約の相手方

西日本電信電話株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、お客さまからの各種お届けやお問い合わせを、お客さまセンターにて一括して受付を行い、各事業所と情報共有し、対応するためのお客さまセンターシステム（以下「本システム」という。）について、クレジットカード決済 Web 受付データ取込に係る改修を行うものです。

本システムは、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、本システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、業務の履行にあたり現在稼働中の本システムに障害が発生した場合には、業務への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要があります。

さらに、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは西日本電信電話株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（お客さまセンター）

（電話番号06-6458-6002）